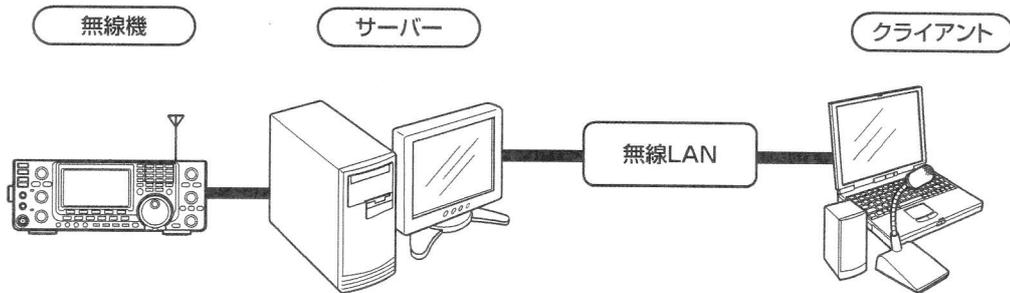


「専用線を利用したアマチュア無線設備の遠隔操作」についての適合説明資料
(宅内リモート：無線LAN利用)

1. 遠隔操作を行う送信機： 第10送信機
2. 送信機の名称： アイコム IC-9100 HF/VHF/UHFオールモードトランシーバー
3. 遠隔操作を行うためのソフトウェア： アイコム RS-BA1
操作所側パーソナルコンピュータおよび送信所側パーソナルコンピュータのそれぞれにRS-BA1(IPリモートコントロールソフトウェア)をインストールし運用する。
4. 遠隔操作の構成図



5. 「アマチュア無線局の遠隔操作について」の適合説明

(1) 電波の発射の停止が確認できるものであること。

操作所からRS-BA1(IPリモートコントロールソフトウェア)を使用する遠隔操作部のパーソナルコンピュータで当該無線機の表示部と同様の表示および操作が可能となっており、免許人が常に無線設備を監視および制御でき、電波の発射の停止も確認できる。なお、遠隔操作時の障害に対しては直ちに無線機本体の動作状態を確認し必要に応じて免許人が電源断等の措置を図る。また、RS-BA1により送信所と操作所に設置するパーソナルコンピュータ間の伝送路(無線LAN)は、チェック信号により随時(60秒毎)その異常を確認し異常を検出した場合には当該無線機が受信状態になる機能を有しており、安全性も確保されている。

(2) 免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置してあること。

RS-BA1の使用による送信所の無線設備の遠隔操作は、操作部において他人がアクセスできないように、ID・パスワード(8~16桁)によるセキュリティ管理を行っており、免許人以外の者が操作できないように措置をしている。

(3) 連絡線は専用線であること。

宅内リモートにつき該当しない。

(4) 電波が連続的に発射し、停波しなくなる等の障害が発生したときから3時間以内において速やかに電波の発射の停止が確保されているものであって、その具体的方法が確認できるものであること。

宅内リモートにつき該当しない。